

第 I 部 「北海道歯・口腔の健康づくり 8020 推進条例」に基づくフッ化物洗口の推進について

「北海道歯・口腔の健康づくり 8020 推進条例」
に基づくフッ化物洗口の推進について

川 原 敏 幸

社団法人北海道歯科医師会副会長



平成 21 年 6 月、北海道議会において「北海道歯・口腔の健康づくり 8020 推進条例」が可決。北海道知事は 6 月 26 日に公布、同日から施行されました。条文には「学校等におけるフッ化物洗口の普及」が明示されました。

1. 8020 推進条例の必要性

歯科保健については、その根拠が複数の法律に分散し、生涯を通して一貫した法律がありません。また、生活習慣病対策は、国を挙げて大きな課題となっていますが、歯科保健が全身的な健康状態改善に大きく寄与し、歯の健康増進を図ることは、全身の健康を守ることにつながります。

しかし、道民の歯・口腔の疾患有病率は高く、全国水準に比べ劣悪な状況にあります。歯・口腔の健康は、単に食べる機能にとどまらず会話や表情といった日常生活と密接に関わるものであり、生活の質（Quality of Life）を確保する上で極めて重要であると言えます。このことから、歯科疾患の地域間格差の是正、成人に対する歯周病対策、妊産婦、要介護高齢者及び障害者に対する歯科保健対策の充実が喫緊の課題です。

2. 道民の歯科疾患の現状

年代別に 1 人が何本のむし歯を持っているかを平均し（一人平均むし歯数）、47 都道府県別に比較してみると北海道の現状がわかります。1.6 歳児（41 位）、3 歳児（34 位・歯並びの悪い子供も全国平均より多い）、12 歳児（45 位・歯肉炎も全国平均より多い）という結果です。また、成人が歯を失い始める年齢は全国平均より 10 歳早く、80 歳で 20 本以上自分の歯が残っている割合も全国平均に比べ大きく下回っています。その上、札幌を中心とする都市部と地方では大きな格差があります。

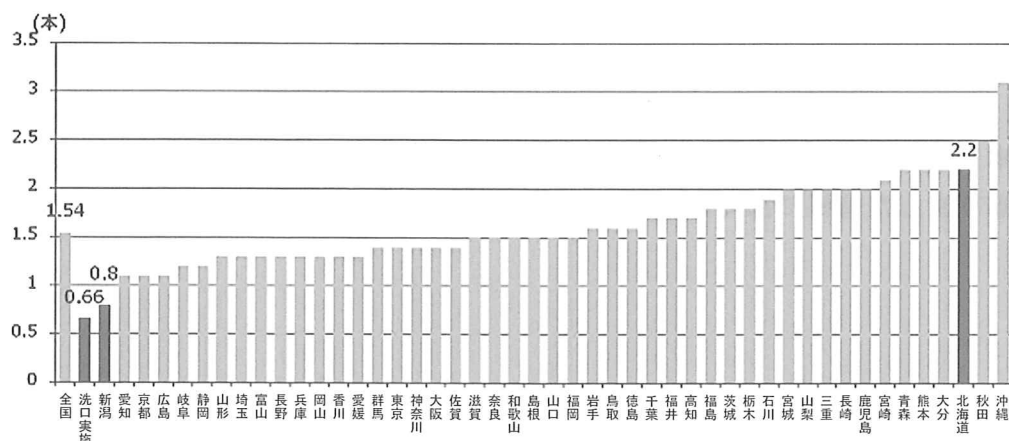


図 1. 12 歳児の一人平均むし歯の数を都道府県別に比較（平成 20 年）

3. 条例制定の目的

「すべての道民が、住み慣れた地域において生涯を通じて必要な歯科保健医療サービスを受けることができる」というのが基本理念です。そのために、それぞれのライフステージに沿った歯科保健対策の充実を求めています。特筆すべきは、安全で効果の高いむし歯予防法である「フッ化物洗口の普及」が謳われていることです。すでにこの方法による実績のある新潟県では9年連続「全国一むし歯の少ない県」として有名です。

また、歯科保健には生涯を通した一貫する法律がないため、就労期にある成人の歯科保健を充実する目的で事業所歯科健診を充実しようというねらいもあります。勤労世代の道民が自分の口腔内に関心をもつことを期待しています。

4. 条例に基づくフッ化物洗口の推進について

本条例の施行に伴い、北海道では、北海道歯科保健医療推進計画や市町村に対するガイドラインが策定され、具体的な施策が予算化され展開され始めました。特に、北海道庁は今後 3 年間に全ての市町村がフッ化物洗口を実施することを高らかに目標として掲げ、北海道教育委員会も全ての市町村教委及び小中学校に対しフッ化物洗口の実施を推奨する通知を出すとともに、全ての生徒と保護者にフッ化物洗口について解説した資料を配付するなど、条例の制定は北海道庁と北海道教育委員会のフッ化物洗口に対するスタンスを劇的に変えました。

北海道歯科医師会においても、郡市区歯科医師会の担当役員を招集し条例の趣旨とフッ化物洗口について学ぶキックオフセミナーの開催や道民向け普及啓発としてフッ化物洗口のTVCMを放映するなど、積極的な取り組みを行っています。

無論、条例だけでフッ化物洗口の普及が進んでいくわけではなく、市町村や教育関係者の協力、PTA等の保護者の理解と支援が必要となりますが、なによりも私たち歯科医師が専門職として正しい知識の普及を図らなければなりません。北海道歯科医師会としては、北海道子供の歯を守る会との連携・支援を受けながら、会員意識・知識の標準化を行うとともに、各地域においてフッ化物洗口の普及を担うキーパーソンの育成を急がねばなりません。

本シンポジウムでは、フッ化物洗口を明記した全国初の条例の制定過程から、条例に基づく行政や歯科医師会におけるフッ化物洗口の普及に向けた各種事業の実現に至るまでの成果について報告することとしたい。

第Ⅰ部 「北海道歯・口腔の健康づくり 8020 推進条例」に基づくフッ化物洗口の推進について

登別市のフッ化物洗口の取組について

内 藤 繁

登別市教育委員会教育部長



登別市のフッ化物洗口の歴史は古く、昭和 54 年に登別小学校が文部省から「むし歯予防推進校」に指定されたことから始まり、平成元年から、市内の保育所、市立幼稚園へと普及し、現在では、小学校 7 校、保育所 5 か所、幼稚園 1 か所で実施しております。

平成 15 年 1 月、厚生労働省から最新の研究成果がまとめられたフッ化物洗口ガイドラインが示されたことは、普及に向けての基本となる指針として活用することができました。

普及に向けての取り組みが活発になったのが、平成 16 年 1 月の地元歯科医師会と校長会三役との懇談会でした。フッ化物洗口の安全性や効果について理解は得たものの、実施に向けた具体的な取り組みまでには至りませんでした。

何が問題で、何が課題になっていたのでしょうか。

「フッ素は、本当に安全で有効か」「医療行為に当たらないか」「副作用の恐れなど安全性に問題はないか」「やりたい人だけやればいい」「公共施設や歯科医院でやったら」「何で学校に持ち込むのか」など、教職員団体や養護教諭から心配の声がよせられていました。

平成 16 年 4 月、地元歯科医師会の役員が教育委員会を訪れ、フッ化物洗口を全小学校に普及したいとの熱心な要請を受け、安全性など心配している養護教諭から意見を聞く中で、フッ化物洗口の安全性や有効性についての学習会の開催を提案しました。

平成 16 年 9 月、保護者や教職員を対象とした学習会を室蘭保健所の支援や地元歯科医師会との連携、市 P 連や校長会の協力をいただき開催することができました。

この学習会の開催前には、教職員組合から「薬品を使った虫歯予防は必要ですか」と題したチラシが 2 回、市内の全戸に配布されております。

また、市では、歯の健康の普及と啓発を兼ね、平成 16 年 12 月の広報誌において『みんなで進める 8020 運動』と題した特集を組み、フッ化物洗口についての効果や安全性などを市民にお知らせしています。

その後、教職員組合では「フッ素洗口を考える会」を立ち上げ、12 月には『フッ素を考える市民集会』が行なわれました。

一方、市では、平成 17 年 3 月策定した健康増進計画の中に、「フッ素化合物を活用したむし歯予防を行う」という文言を明記し、市民の歯の健康づくりの推進を図ることとしています。

平成 17 年 9 月には、北海道歯科医師会、室蘭保健所、登別市共催による『歯の健康を考えるシンポジウム』が行われました。

直後の平成 17 年 10 月、「フッ素洗口を考える会」主催の第 2 回市民集会が行われました。

新たにフッ化物洗口を普及するに当たり、解決しなければならない課題もたくさんありました。

「薬液保管のための鍵つき冷蔵庫の購入」「学校薬剤師会との薬液単価の協議」「希釈する水は、水道水で良いか」「手洗い場の状況により実施日の工夫」など、様々な課題がありました。

また、市議会でも、「医療行為ではないか」「腎臓病など疾病のある子供への洗口不安」「急性中毒や発がん率上昇の心配」「安全性や効果」「WHOが6歳以下のフッ化物洗口は禁忌」「学校での必要性」「使用するフッ化ナトリウム試薬の問題」など、多くの質疑・論議が交わされました。

「何故学校で行うか」についても、よく質問を受けることがあります。①生活習慣に組み込みやすい ②家庭環境に差が出ない ③個人の努力にあまり頼らない ④平等で確実にむし歯予防が出来る ⑤費用も安価ですむなど、学校における保健管理の一環として実施されるものと考えています。

実施に向けた流れは。①PTA役員会において洗口実施を協議。②保護者アンケートの実施。③学校長に学習会の要請。④学校長は、市教委による学習会を要請。⑤市教委は、地元歯科医師会と協議。⑥そして、PTA主催による学習会を開催することになります。

この学習会では、市が作成した「フッ化物洗口の手引き」により、フッ化物の安全性と効果、よくある質問Q&A、実施手順など具体的な説明を行っています。

その後、各小学校では、強制ではなく、希望者だけが実施する旨を説明した文書を配布し、保護者からの実施申し込みを受け、スタートすることになります。

平成22年6月現在の申込み状況は、市内小学校8校中、7校で実施され、2,020人中、1,880人実施率で93.1%の児童が洗口を実施するようになりました。市内全児童数の割合では、73.6%が実施していることになります。

昭和54年、登別小学校の実施から、新たに2校目の洗口が始まったのが平成18年ですから、実に25年の歳月がかかったことになります。そして、今年6月まで、6校がフッ化物洗口に取り組むことになったのです。

今後、未実施の小学校が1校ありますが、PTAの皆さんの理解のもと、学校の協力を得て、子ども達の歯の健康を守る『8020運動』を推進するため、学校でのフッ化物洗口を進めていきたいと考えております。

第Ⅰ部 「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例」に基づくフッ化物洗口の推進について

「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例」
に基づくフッ化物洗口の推進について

丹 下 貴 司

北海道保健福祉部健康安全局
健康づくりグループ主任技師

平成21(2009)年6月16日、北海道議会において「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例(以下、8020条例)」が可決され、同6月26日に公布・施行されました。条例とは地方自治体が国の法律とは別に定める自主法であり、対象者となった住民や機関等は条例に規定された事項を遵守することが求められます。法的根拠に乏しい歯科保健医療施策は、北海道においても「やった方がよい」程度にしか見なされてこなかったことが多かったように思われます。しかし、8020条例の施行により、条例に規定されている事柄については「やらなければならない」施策と見なされることとなります。これまで、多くの歯科保健施策や事業は「実施するかしないか」の議論に終始することが多くみられましたが、これからは「するしない」ではなく「どのように行うか、どこまで行うか」など建設的な議論にエネルギーをかけることができるようになったということだけでも条例の意義は大きいものがあります。

8020条例は全16条からなり、その第11条には「道は、幼児、児童及び生徒に係る歯・口腔の健康づくりの推進を図るため、学校等におけるフッ化物洗口の普及その他の効果的な歯科保健対策の推進に必要な措置を講ずるものとする。」と規定されています。平成20年度の学校保健統計調査(文部科学省)における北海道の12歳児のDMFTは2.2と全国平均の1.54よりも大きく劣っており、47都道府県中ワースト3位の状態です。一方、道内179の市町村のうちフッ化物洗口実施市町村は28であり、残りの151市町村は未実施の状況にあります(平成21年度)。このような状況を改善するために北海道では8020条例に基づき、本年4月に北海道歯科保健医療推進計画(平成22～24年度)を策定し、4つの重点施策の一つとして「保育所／小学校等におけるフッ化物洗口の推進」を掲げ、平成24年度末までに道内全ての市町村においてフッ化物洗口が実施されることを目標としています。

そのための具体策として、北海道は北海道教育委員会、北海道歯科医師会等と連携し、①北海道フッ化物洗口ガイドブックの作成 ②フッ化物洗口基礎研修会の開催(全道14地区) ③児童がむし歯予防やフッ化物利用について学習できる教材等の作成などの環境整備に努めています。これらに加え、保育所・小学校等への導入を図るため、むし歯有病者率等を参考にフッ化物洗口推進重点地域(市町村)を指定し、導入に必要な技術的助言、説明会・実技研修会等への説明者の派遣などを行うとともに、洗口を導入する実施主体(市町村、市町村教委)における経費負担軽減策として、保育所・学校等での実技研修に使用した器材を無償で提供する(ただし実施初年度のみ)などの支援も行いながら、道内各地で取組みを進めています。

今回のシンポジウムでは8020条例に基づく北海道におけるフッ化物洗口普及に関する取組みの概要とこの取組みにより実際にフッ化物洗口が開始されたある地区での事例を報告します。